

報告第14号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年9月3日 提出

京田辺市長 上村 崇

記

京田辺市田辺における車両損傷事故に係る損害賠償の額の決定

## 専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年7月17日

京田辺市長 上 村 崇

記

市は、令和7年5月1日に発生した京田辺市田辺に係る損害賠償の額を、次のとおり決定する。

### 1 損害賠償の額

378,026円

### 2 損害賠償の相手方

市内在住者

### 3 事故の概要

令和7年5月1日午後4時15分頃、京田辺市田辺において、消防職員が操作する三連梯子が転倒した際、駐車していた職員の自家用車に接触し、損害を与えたもの。